

お知らせ

記者発表資料

令和7年3月19日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

「一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業」 の実施に関する方針を公表しました。

～中国地方整備局で初の交通ターミナルPFI事業となります～

中国地方整備局では、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業の実施や財政負担の平準化を図るため、PFI手法による「一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業」について、「特定事業の実施に関する方針」（※1）を策定し、公表しました。

※1：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく

◆特定事業の概要、今後のスケジュール（予定）の詳細は以下中国地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

<https://www.cgr.mlit.go.jp/order/pfi/kureeki.html>

◆特定事業の概要

- ・事業名：一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業
- ・事業方式：BT（Build-Transfer）及び公共施設等運営（コンセッション）方式
- ・事業内容：一般国道31号呉駅交通ターミナルの内装整備、維持管理及び運営並びに利便増進事業
- ・事業概要：別添資料のとおり
- ・意見・質問受付期間：令和7年3月19日（水）～令和7年4月2日（水）

<問い合わせ先>

中国地方整備局 TEL：082-221-9231（代表）

【担当】

道路部	道路計画課長	かめおか 亀岡	のりかず 敬和	（内線4211）
道路部	道路計画課長補佐	わだ 和田	やすまさ 康正	（内線4614）

『一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業』の概要

1. 事業の目的

本事業は、国が整備する呉駅交通ターミナルについて、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。

2. 事業の内容

本事業では、国が国道31号呉駅交通ターミナル整備工事として別途発注・整備する施設（呉市が管理する一般車送迎エリアを除く。）と、呉市事業において整備される複合施設ビルの1階と2階の一部の床を、道路法上の特定車両停留施設とする予定である。

内装整備については、事業者が資金調達・内装設計・内装施工を行い、内装整備完了後に内装の所有権を国に移転する（BT（Build-Transfer）方式）。

また、維持管理及び運営については、国道31号呉駅交通ターミナル整備工事の完了後、国が運営権を設定し、事業者が、バス事業者、タクシー事業者等の施設利用者から徴収する停留料金等により実施する（コンセッション方式）。

なお、利便施設については、国の占用許可を得た上で、事業者が内装整備、維持管理及び運営を一体的に実施する。

3. 事業の対象となる公共施設等

事業名称：一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業

所在地：広島県呉市西中央1丁目

面積：約17,900㎡（呉市管理範囲及びJR西日本管理範囲を含む）

対象施設：特定車両停留施設（1階交通ターミナル、2階待合空間、デッキ）

4. 事業期間

特定事業契約の締結日から15年間（予定）

5. 民間事業者の選定方法（予定）

本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を公募し、選定することを予定している。

6. 今後のスケジュール（予定）

令和7年3月19日	実施方針等の公表
令和7年4月2日	実施方針に関する質問・意見受付
令和7年4月頃	対話の実施
令和7年4月頃	実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表
令和7年6月頃	特定事業の選定の公表
令和7年6月頃	募集要項等の公表・交付
令和7年7月頃	募集要項等に関する質問受付
令和7年7月頃	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和7年12月頃	提案書提出期限
令和8年2月頃	特定者の公表
令和8年3月頃	基本協定の締結
令和8年4月頃	特定事業契約の締結

■ 事業対象位置図



地理院タイルに事業箇所等を追記して掲載